

緊急車両の通行ルート確保！！

～南宗谷で災害時の車両移動訓練を実施します～

稚内開発建設部では、平成26年11月の災害対策基本法の改正（別紙2参照）により大規模災害時における緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることになったことを踏まえ、大規模地震や豪雪等の迅速な放置車両の移動を目的とする車両移動訓練を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

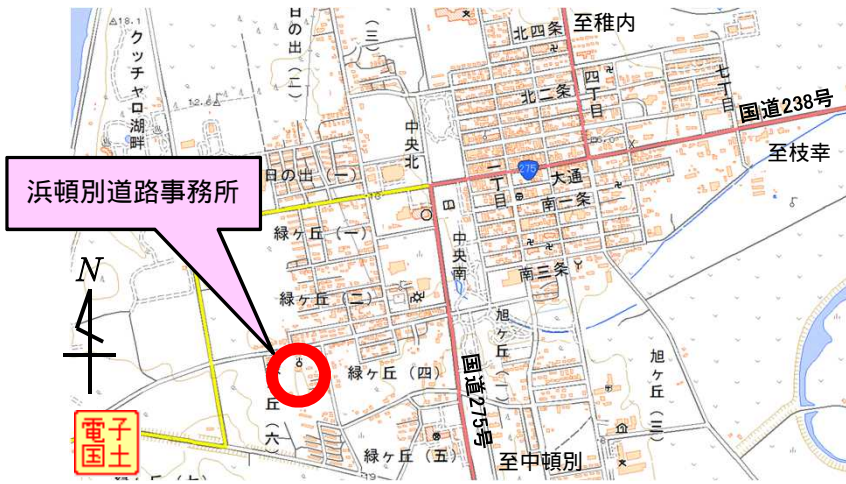
- 1 日 時 平成30年11月15日(木) 13:30～15:00
- 2 実施場所 稚内開発建設部 浜頓別道路事務所
枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘1丁目（別紙1参照）
- 3 内 容 1) 災害対策基本法改正概要説明及び車両移動の手順確認
2) 放置・立ち往生（スタック）車両の移動訓練
- 4 訓練参加者 稚内開発建設部、年間維持業者及び枝幸警察署
- 5 その他 荒天時により中止又は延期する場合は、当部から連絡しますので、取材を希望される際は、11月14日（水）15時までに会社名・取材者名・連絡先を広報官（0162-33-1015）へ御連絡願います。
なお、当日の気象状況により参加機関が変更となる場合があります。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部
道路防災推進官 谷中 隆之 電話 0162-33-1132
道路整備保全課長 松本 朋也 電話 0162-33-1159
稚内開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/wk/>
公式 Twitter アカウント @mlit_hkd_wk

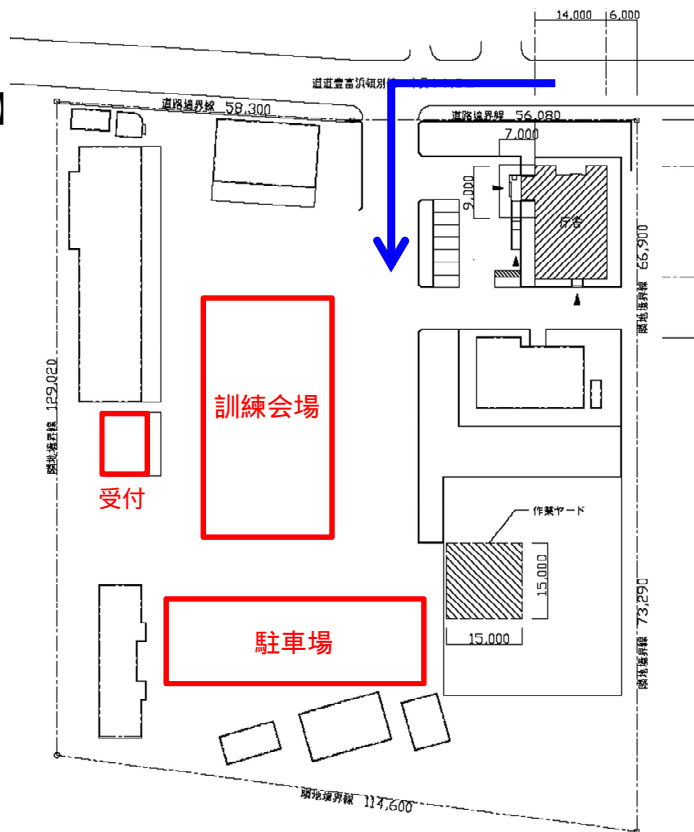


浜頓別道路事務所 位置図

【開催場所】 住所：枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘1丁目



【会場詳細図】



災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

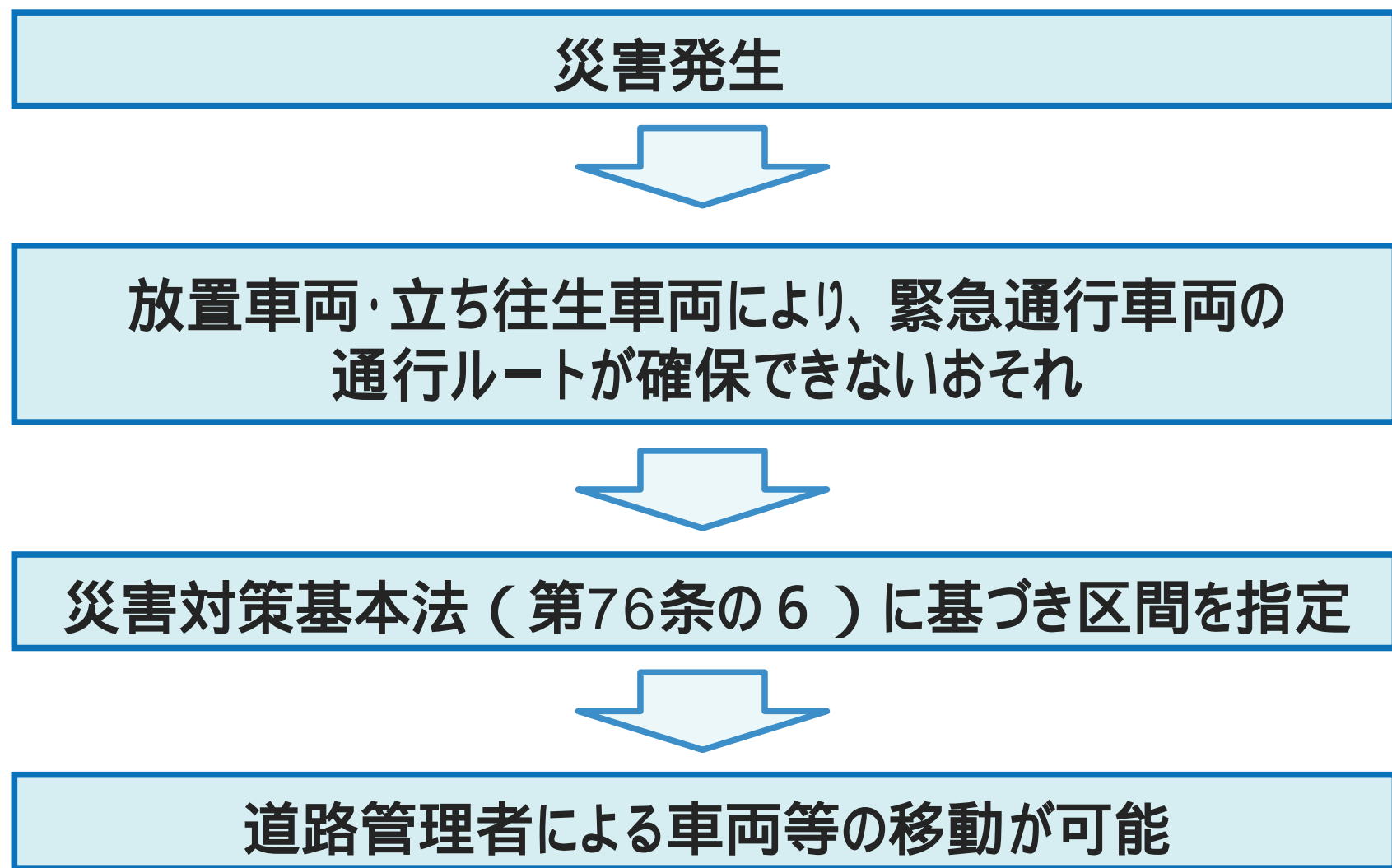
災害対策基本法改正の概要

別紙 2

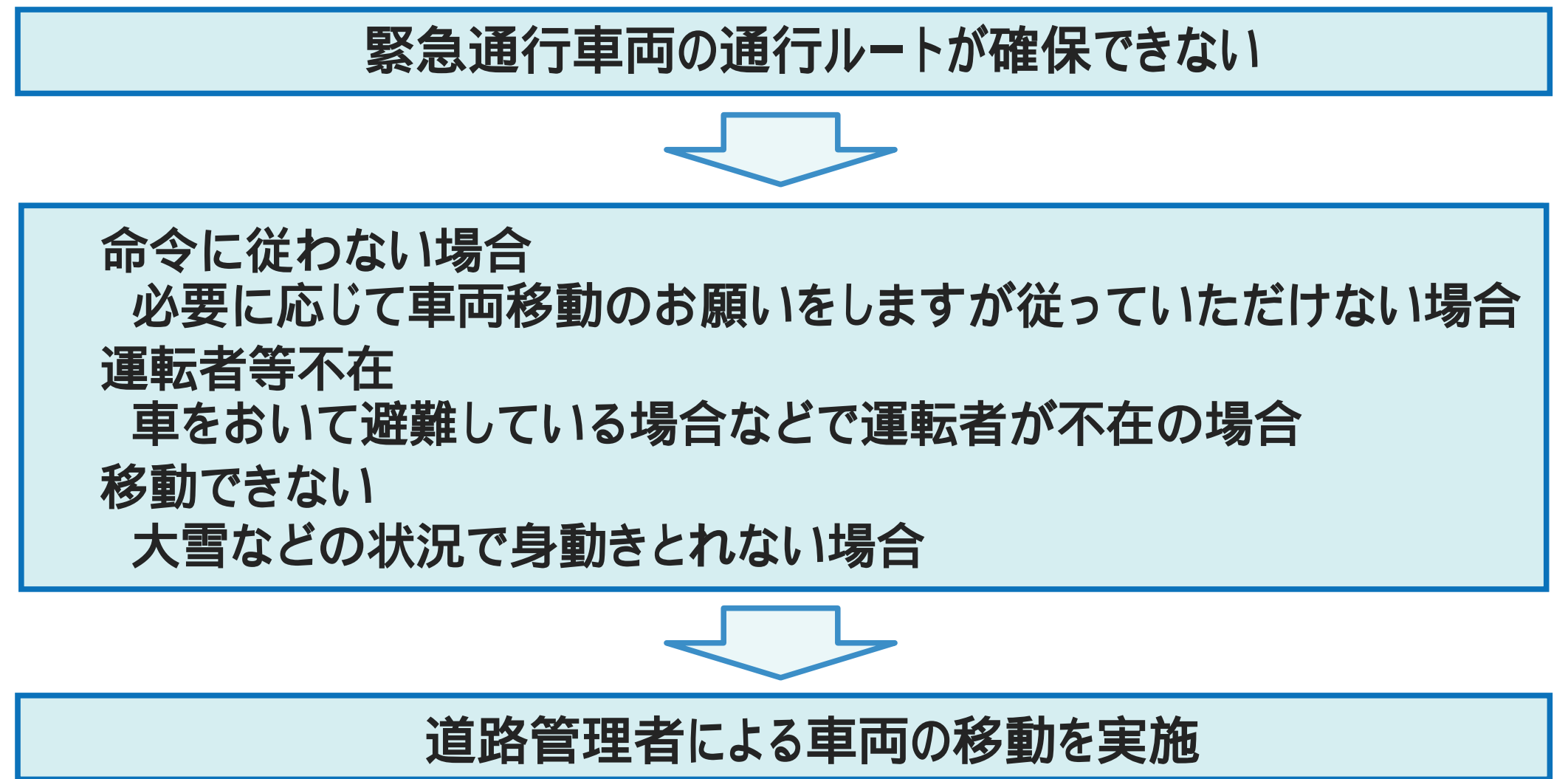
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

区間指定の流れ

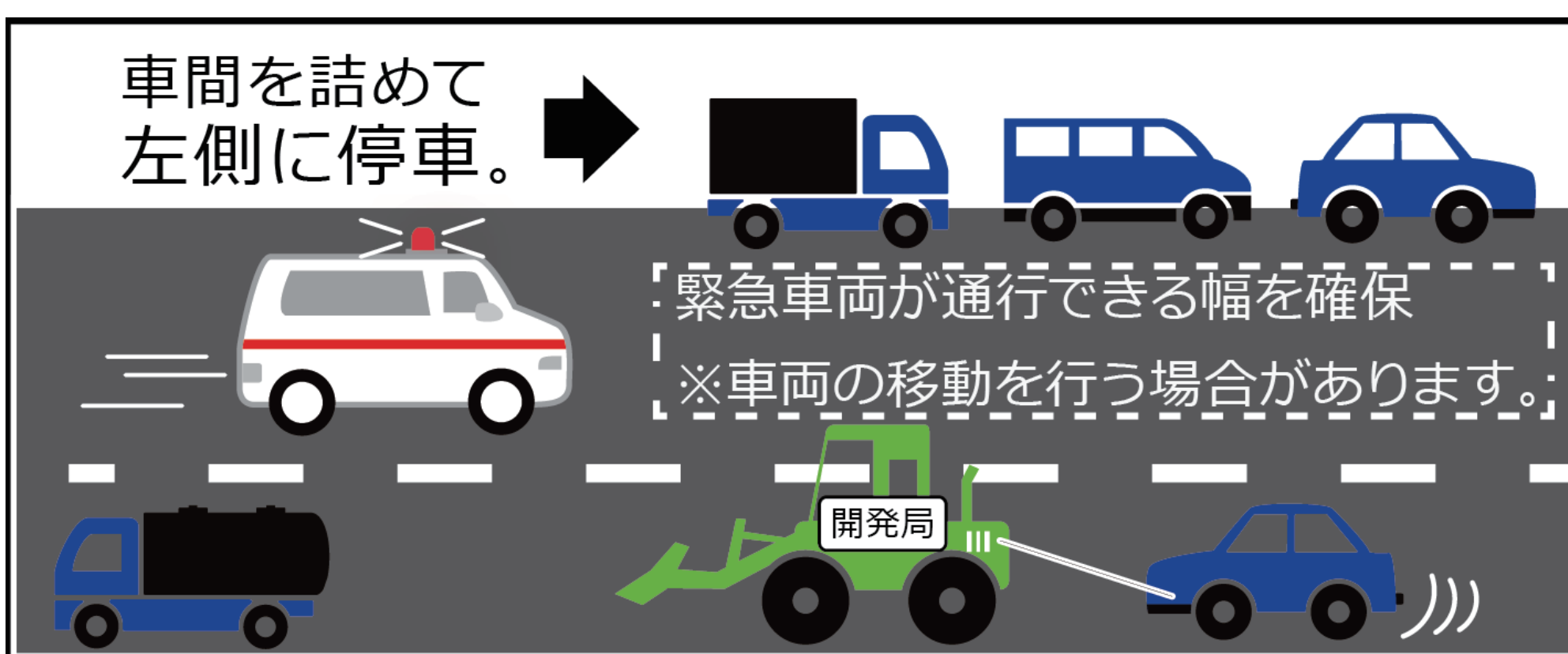


車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えて頂きますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等において避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急通行車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※機種によっては登録できない場合があります。
※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
**24時間受付
道路緊急ダイヤル
#9910** (全国共通番号)
※通話は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報

吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
パソコン ▶ <http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
スマホ ▶ <http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック

北海道地区道路情報
道路規制情報、道路気象情報、道路画像
情報をWebページで確認
パソコン ▶ <http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞



除雪車による牽引状況（イメージ）